

京都市告示第 189 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成19年8月21日

京都市長 榊 本 頼 兼

臨時に休館する日 平成19年8月28日(火)、29日(水)及び  
30日(木)

(歴史資料館)